

相談事例

ID：02-02-028

相談タイトル

自宅外構工事の各所不具合の対応について

Q：ご相談内容

ハウスメーカーに外構工事を頼んだが、図面と合っていない・配線がずさん、等、仕上がりが不良である。外構施設が仕上がった後に人工芝を植えるために別業者に依頼したがその業者が確認したところ、寸法の違い等が複数あった。ハウスメーカーが無償で直してくれたが、その後、インターホンの不具合が発生し、原因は寸法違いを直したときのずさんな配線によるものだった。その後改めて直してもらうことになったが、3月下旬に着工予定が、材料のレンガがコロナの影響で海外から輸入されず、10月まで工事が延期された。10月になり着工予定日が過ぎたが、連絡も無く、着工もされていない。今後、どのような対応をしたら良いか。

A：回答

(※工事請負契約書等の取り交わしはしていない。工事計画書のみある。手直し等について書面での取り交わしはなく、口約束だけ。)
相談者の方が、工事遅延に対して損害賠償等請求を考えているのであれば、弁護士等に法的な判断・対応について相談され、交渉に対してのアドバイス等を受けられることが良いと思います。また、口約束だけになっていることについては、書面で残しておいた方が良いので、今からでも契約書を取り交わされたり、工事途中での打合せ内容についても、書面をおこし内容について双方が確認したことを記載し、署名捺印をしたものを持つことが良いと思います。延期した着工予定日も既に過ぎてしまっているとのことですので、相談者の方がどのような対応を望まれるのかによりますが、約束（契約）の不履行部分について法的に対応を考えられるのであれば、期限を定め文書によって履行を求めるなど、相談者の方の措置内容がわかる形で対応経過を残されることが良いと考えます。